

電子計算組織による給与支給事務等処理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十号

電子計算組織による給与支給事務等処理規則等の一部を改正する

規則

次に掲げる規則の規定中「総務課長」を「教育支援課長」に改める。

- 一 電子計算組織による給与支給事務等処理規則（昭和四十八年佐賀県規則第二十八号）第二条の表の人事等所掌課長の項の第二号
- 二 児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則（平成十九年佐賀県規則第五十四号）第二条第一項の表の児童手当所管課長の項の第二号
- 三 子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則（平成二十二年佐賀県規則第四十三号）第二条第一項の表の子ども手当所管課長の項の第二号

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。